

独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書の一部改正について（案）

1. 概要

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成 23 年法律第 26 号）（以下「廃止法」という。）の施行に伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）において実施してきた勤労者財産形成促進業務等一部の業務を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）が承継することとなるため、勤退機構の業務方法書について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

第 1 勤労者財産形成促進業務の移管に伴う規定の整備を行うこと。

- 1 勤退機構の業務に勤労者財産形成促進業務が追加されることに伴い、勤退機構の業務運営の基本方針について所要の改正を行うこと。（第 3 条関係）
- 2 財形持家転貸貸付けの実施に伴い、貸付けの要件等必要な規定の整備を行うこと。（第 7 条、第 8 条及び第 9 条関係）

第 2 勤退機構が承継する暫定業務の実施に伴う規定の整備を行うこと。

- 1 廃止法により廃止される財形教育融資に係る暫定業務の実施に伴い、必要な規定の整備を行うこと。（附則第 9 条関係）
- 2 能開機構から承継する雇用促進融資に係る債権の管理及び回収業務の実施に伴い、必要な規定の整備を行うこと。（附則第 10 条関係）

第 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

3 改正の時期

平成 23 年 10 月 1 日（廃止法の施行の日）